

# 照 会 書

平成19年3月26日

社団法人日本ブライダル事業振興協会 御中

特定非営利活動法人京都消費者契約ネットワーク  
理 事 長 長 尾 治 助

(連絡先)

〒604-0847

京都市中京区烏丸通二条下ル秋野々町529番地  
ヒロセビル5階

TEL 075-211-5920 / FAX 075-251-1003

弁護士 野々山 宏 (理事)

当NPO法人は、消費者契約に関する調査、研究、救済及び支援事業等を通じて消費者の権利擁護を目的とする消費者、消費生活相談員、学者、司法書士及び弁護士らで構成しているNPO法人です。その活動の一つとして、消費者契約の約款の内容を検討して、その適正化のための提言を行っています。

当NPO法人は、貴協会が作成した結婚式・披露宴会場に関する共通約款について検討していますが、貴協会に対し、以下の事項について照会いたしますのでご回答をお願いします。

つきましては、本照会に対して、本書到達後3週間以内に文書でご回答ください。なお、回答の有無及び回答内容は公表することがあることを申し添えます。

## 第1 照会の事由

貴協会が作成した結婚式・披露宴会場に関する共通約款中、第7条に定められた解約料金の算出根拠をお知らせください。

## 第2 照会の理由

### 1 貴協会の共通約款の作成

結婚式・披露宴会場に関する契約は、これらの実施日より相当程度以前に申し込みをされ、その内容は当初は明確でないものが次第に具体化する特殊性があります。そのため、申し込みから実施までの間で、契約の変更や解約が行われることが起こりやすい。一方、消費者にとっては高額な契約であることが多く、高額となる解約料などを巡って紛争が起こることがあります。

このような結婚式・披露宴会場に関する契約に関し、事業者団体である貴協

会が共通約款を作成していることは、紛争の予防、取引の適正化について意義のあることです。共通約款については、取引の適正化の視点と消費者契約法その他の諸法規に適合することが必要であり、さらに、この共通約款より消費者が不利となる契約条項や約款条項が加盟業者によって使用されている場合には、これを是正するよう指導、通知されることによって適正な取引が実現されていきます。

このように、貴協会による適正な共通約款の作成と消費者に不利とならないようにこれを各加盟事業者に徹底することは、事業者と消費者の関係をよりよいものとしていくとともに、結婚式・披露宴会場の運營業界全体を公正なものとしていくうえで極めて重要な役割を果たすものです。

- 2 結婚式・披露宴会場に関する契約を巡る紛争では、解約料を巡るものが多くあります。貴協会作成の共通約款では第7条で解約料を定めていますが、当法人の調査では、結婚式・披露宴会場の運營業者の多くはこれより高い割合の解約料を約款で定めています。

契約の解除に伴う損害賠償の予定、すなわち解約料については、消費者契約法9条1号により、当該事業者が生じる「平均的損害」を越える条項は無効となります。解約料の算出については、各事業者においてそれぞれ根拠を持って算出していると考えられますが、貴協会作成の共通約款第7条に定めた解約料についても、一定の具体的根拠を持って定めたものと推察します。

つきましては、貴協会作成の共通約款第7条に定めた解約料は、いかなる考え方、根拠で定められたのかぜひ教えていただくよう照会するものです。

ご回答よろしくお願いたします。